



厚生労働省

北海道労働局発表

平成26年12月5日

担 当	厚生労働省北海道労働局 労働基準部監督課 TEL 011(709)2311 内線3546、3547、3542
--------	---

建設業附属寄宿舍の緊急自主点検を実施、 建設工事現場に対し集中的な監督指導を実施

厚生労働省北海道労働局（局長 羽田^{はけた} 守^{まもる}）は、本年9月に実施した建設業附属寄宿舍に対する緊急自主点検結果及び本年10月に実施した建設工事現場に対する集中的な監督指導の結果を取りまとめました。

1 建設業附属寄宿舍の緊急自主点検を実施

全道159か所の建設業附属寄宿舍のうち、36か所で問題あり

本年8月、道内の建設業附属寄宿舍において、火災により5名が死亡するという災害が発生したことから、9月5日、道内2,361の建設業を行う事業場を対象に、建設業附属寄宿舍の緊急自主点検を実施しました。

この結果、自主点検を実施した事業場のうち936事業場から回答があり、そのうち159か所（90事業場）で建設業附属寄宿舍を使用していると回答がありました。

このうち、36か所（22.6%）において、労働基準法又は建設業附属寄宿舍規程に係る何らかの問題点が認められました。

特に、避難訓練、消火訓練の未実施について問題が多く認められたため、今後建設業に対する指導の中で、これらの確実な実施について指導していくこととしています。

1 自主点検の実施の経過

平成26年8月、道内の建設業附属寄宿舍において、火災が発生し、5名

が死亡するという災害が発生しました。

厚生労働省では、平成6年に建設業附属寄宿舍規程の改正を行うとともに、「望ましい建設業附属寄宿舍に関するガイドライン」を公表し、建設業附属寄宿舍における住環境の整備及び安全の確保の徹底を図ってきたところですが、その後も建設業附属寄宿舍の火災による死傷災害が繰り返し発生しています。

このため、道内の建設事業場に対し、同種災害の再発防止のため、「建設業附属寄宿舍点検チェックリスト」による自主点検の実施を要請しました。

2 実施結果の概要

道内 2,361 の建設事業場に対し、建設業附属寄宿舍の自主点検を実施した結果、936 の建設事業場から回答（回収率 39.6%）があり、そのうち 159 か所（90 事業場）において建設業附属寄宿舍が使用されており、36 か所（22.6%）において、何らかの問題点が認められました。

3 問題点の内容及び件数（1 か所の寄宿舍で複数回答もあり）

- ・ 寄宿労働者に対し、6 か月以内ごとに1回、避難及び消火の訓練を行っていないこと。・・・31 件
- ・ 寄宿舍管理者を指名し、建設業附属寄宿舍規程の事項について1 か月以内ごとに1回、寄宿舍を巡視させ、その結果、修繕、改善すべき箇所が認められたときは、速やかに使用者に連絡させていないこと。・・・14 件
- ・ 寄宿舍規則を作成し、所轄労働基準監督署長に届け出していないこと。また、寄宿労働者に周知していないこと。・・・11 件
- ・ 寄宿舍設置届を所轄労働基準監督署長に届け出していないこと。・・・9 件
- ・ 警報設備及び消火設備の設置場所、使用方法を寄宿労働者に周知していないこと。・・・2 件
- ・ 避難を要する場合を考慮して適当に配置された2以上の出入口が設けられていないこと。（常時10人に満たない者が寄宿する場合を除く。）・・・1 件
- ・ 避難階段又は避難器具及びこれらに通じる通路について、避難用の表示がなされていないこと。また、常時容易に避難できるようにしていないこと。・・・1 件
- ・ 非常ベル、サイレン等の警報設備が設けられていないこと。また、常時有効に作動するようにしていないこと。・・・1 件

2 建設工事現場に対し集中的な監督指導を実施

全道 278 現場の 48.9%の現場で違反

墜落防止措置義務違反が多く、引き続き的確な監督指導を実施

道内 17 の労働基準監督署（支署）において、労働災害発生の危険度が高くなる建設工事追い込み期中の 10 月 15 日から 10 月 31 日までの間に、建設現場への集中的な監督指導（ ）を実施しました。

この結果、48.9%の 136 現場で労働安全衛生法の違反が認められました。

特に、建設業の労働災害で最多を占める墜落・転落災害に直結する足場・作業床の不備等が多く認められたため、今後も墜落防止対策の確実な実施を中心に指導を行っていくこととしています。

労働基準監督官による現場への立入調査

1 実施結果の概要

道内の建設工事現場 278 現場（昨年度 245 現場）に集中的な監督指導を実施しました。

このうち、136 現場、48.9%（昨年度 113 現場、46.1%）で労働安全衛生法の違反が認められ、是正勧告を行ったほか、13 現場（昨年度 11 現場）に使用停止等を命じました。

死亡災害等に直結する危険性のある法令違反が 25.5%の 71 現場（足場・作業床の不備 61 現場、車両系建設機械との接触防止措置に係る違反 9 現場、地山崩壊防止に係る違反 1 現場）で認められました。

2 監督結果の詳細

（1）違反・措置の状況

	監督現場数	違反現場数	使用停止等 現場数	業種別の 違反率
土木工事業	123 (44.2%)	51 (37.5%)	1 (7.7%)	41.5% (51/123)
建築工事業	142 (51.1%)	81 (59.6%)	11 (84.6%)	57.0% (81/142)
その他の建設業 (電気工事業等)	13 (4.7%)	4 (2.9%)	1 (7.7%)	30.8% (4/13)
合計	278 (100.0%)	136 (100.0%)	13 (100.0%)	48.9% (136/278)

(2) 主な違反及び件数

下請への必要な指示等の未実施	81 現場
(例 元請が下請に対して、車両系建設機械の接触防止や安全通路の設置など法令に規定された安全措置を指導していない。)	
足場・作業床の不備等	61 現場
(例 足場に手すりを設置していない、作業床の端に手すり等の墜落防止対策を講じていない。)	
車両系建設機械等の作業計画等の未作成	43 現場
(例 ドラグ・ショベルや移動式クレーンなどを用いて作業するときに、作業計画などを作成していない。)	
労働災害防止の協議組織の違反	12 現場
(例 協議組織の会議を定期的を開催していない。)	
作業主任者の周知の違反	12 現場
(例 作業主任者の氏名職務等を関係労働者に周知していない。)	
通路等に関する措置義務違反	11 現場
(例 通路を設けていない、通路につまづきの危険がある等安全な状態となっていない。)	
車両系建設機械との接触防止措置違反	9 現場
(例 ドラグ・ショベル等の車両系建設機械に労働者が接触することによる危険を防止する措置を講じていない。)	
機械等の配置計画等の未作成の違反	9 現場
(例 元請が現場内の主な機械等の配置等の計画を作成していない。)	
車両系建設機械等の自主点検等の未実施の違反	9 現場
(例 ドラグ・ショベル等の車両系建設機械等の定期自主検査を1年以内ごとに1回、実施していない。)	